

監査結果報告（工事監査）

船橋市監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第2 監査の対象

西浦下水処理場管理棟建設工事（下水道部下水道施設課）

- (1) 工事場所：船橋市西浦1丁目17番1、敷地面積 72,408.31 m²
- (2) 工事規模：建築面積 1,093.23 m²、延べ面積 3,660.79 m²
- (3) 建物内容：鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階
地下1階 管廊、処理水受水槽、機械上水水槽、消火栓ポンプ室等
1階 玄関ホール、水質試験室、自家発電機室等
2階 事務室、器材倉庫等
3階 中央監視室、電気室等
4階 排気チャンバー等
- (4) 契約金額：当初契約 1,680,800,000円（税込）
変更契約 1,862,031,600円（税込）（令和5年2月14日変更）
- (5) 契約の相手方：東急・京葉都市特定建設工事共同企業体
- (6) 工期：令和3年6月8日から令和6年3月31日まで

第3 監査を実施した監査委員

栗林 紀子
齋藤 弘之
浦田 秀夫
松橋 浩嗣

第4 監査の着眼点

特定非営利活動法人建設技術監査センターに技術調査を委託し、下記8項目の調査結果報告を基に、工事の執行について適正かつ効率的に行われているかの観点から監査を実施した。

- (1) 計 画：基本計画、工事概要、計画留意事項、工期設定等
- (2) 設 計：適用基準、特記仕様書、設計図書、交差点設計等
- (3) 積 算：適用基準、積算、見積、価格調査、VE提案
- (4) 契 約：工事請負契約、業者選定資料、落札率
- (5) 施 工：諸官庁への届出、施工計画、施工体制台帳等
- (6) 監 理・検 査：工事監理記録、各種検査指示書と検査記録等
- (7) 環 境 保 全：施工時の環境保全対策
- (8) 維 持 管 理：施設の維持管理計画

第5 監査の実施内容

令和5年8月3日から令和6年1月30日まで、監査委員事務局において契約関係書類及び設計図書等の提出及び関係職員から説明を求めるとともに、工事現場において施工状況の調査を行い、併せて関係職員から事情聴取を実施した。

第6 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象とした工事が法令に適合し、適正かつ効率的に行われていると認められた。